

報告第11号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年6月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

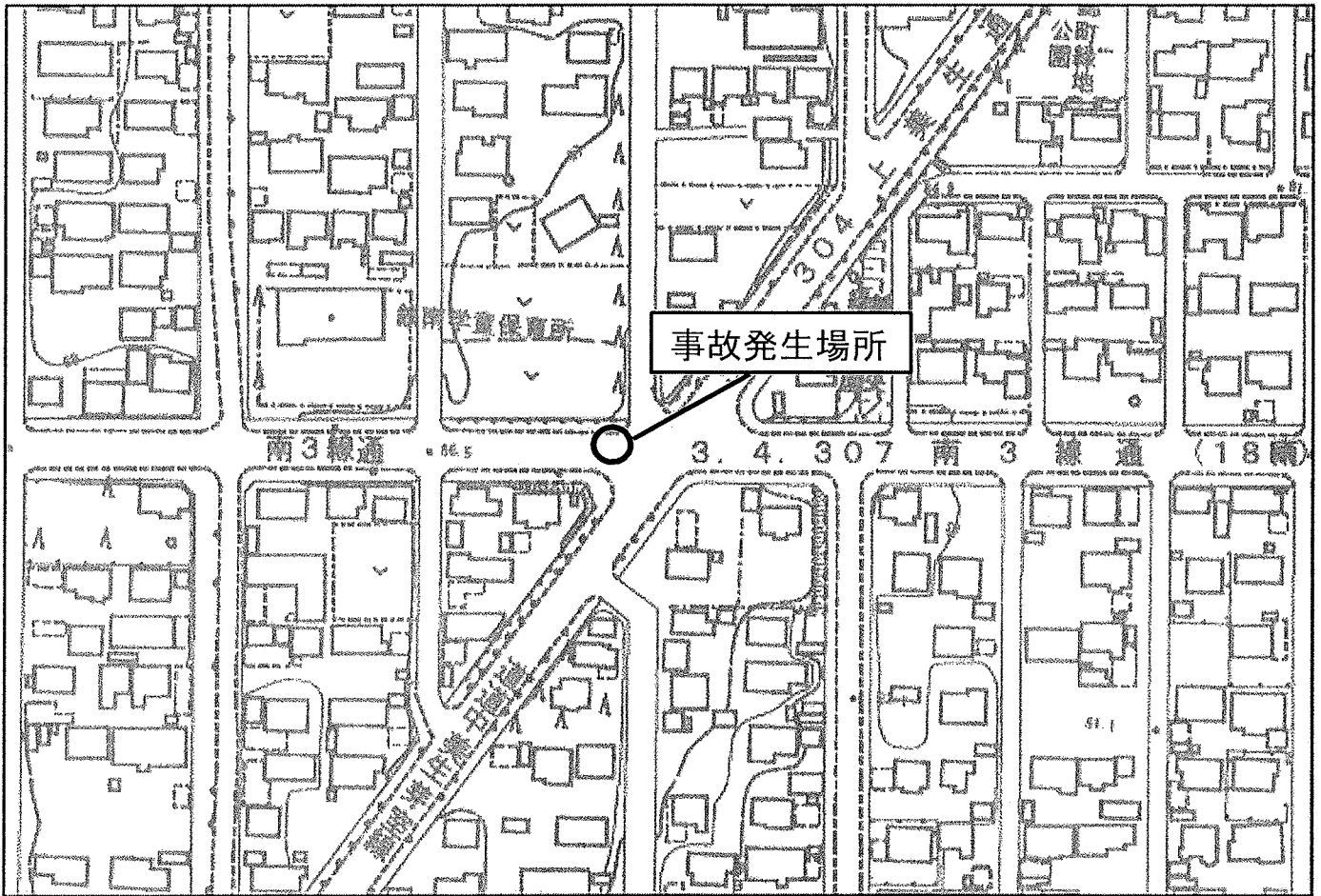
- 1 損害賠償の額 735,480円
- 2 損害賠償の相手方 帯広市西1条北1丁目1番地  
帯広警察署長 小西 忠人

平成30年4月20日 専決処分

説 明

平成29年12月9日午前4時頃、町道鉄南四丁目通と道道中美生芽室線の交差点を除雪作業中、東から西に後進した際に一時停止標識に車両後部を接触させ、破損させたものであります。

# 位置図



事故発生状況図

